保護者の皆様へ

〇〇保育園

園長　〇〇　〇〇

令和○○年度における施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知について

令和○○年度、本園が代理受領した施設等利用費の額は、各施設等利用給付認定保護者について、「利用料の額から、各施設等利用給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

【法定代理受領額の基本的な算出方法】

①　預かり保育の場合の記載例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 利用料※ | 利用者負担額 | 法定代理受領額 |
| 預かり保育１時間利用 | 200円／日 | 0円 | 200円 |
| 〃　２時間利用 | 400円／日 | 0円 | 400円 |
| 〃　３時間利用 | 600円／日 | 150円 | 450円 |

※　利用料には特定費用（日用品、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）は含まれません。

②　認可外保育施設の場合の記載例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 利用料※ | 利用者負担額 | 法定代理受領額 |
| 3歳未満 | 45,000円／月 | 3,000円 | 42,000円 |
| 3、4歳 | 40,000円／月 | 3,000円 | 37,000円 |
| 5歳 | 35,000円／月 | 0円 | 35,000円 |

※　利用料には特定費用（日用品、行事参加費、食材料費、通園送迎費等）は含まれません。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、施設等利用給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に子ども・子育て支援に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・　「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39 号）第56条第2項及び第57条により、特定子ども・子育て支援施設等は、法定代理受領した施設等利用費の額について、施設等利用給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和○○年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）